

(事前届出の書類への記載事項は)

Q 6 事前届出を行うに当たって、どのようなことを記載しなければならないのでしょうか？

A 6 事前届出の書類に記載する事項は、下記の表のとおりです。

▶事前届出書類の記載事項

① 事前確定届出給与の支給対象者の氏名・役職名
② 事前確定届出給与の支給時期とその支給時期における支給金額
③ ②の支給時期・支給金額を定めた日および定めた機関等
④ 事前確定届出給与に係る職務の執行開始日
⑤ 事前確定届出給与について、定期同額給与として支給しない理由および支給時期を②の時期とした理由
⑥ その事業年度において、事前確定届出給与の支給対象者に事前確定届出給与とそれ以外の給与とを支給する場合の、事前確定届出給与以外の給与の支給時期とその支給時期における支給金額
⑦ その事業年度の直前の事業年度において、事前確定届出給与の支給対象者に支給した給与の支給時期とその支給時期における支給金額
⑧ その事業年度における、事前確定届出給与の支給対象者以外の役員への給与の支給時期とその支給時期における支給金額
⑨ その他参考となるべき事項



(非常勤役員への定期同額ではない給与支給は)

Q 7 当社の会計参与に就任してもらった税理士には、年2回（中間決算期と期末決算期）、報酬を支払う予定ですが、この場合も届出が必要ですか？

A 7 定期同額給与ではありませんから、事前届出を届出期限までに行う必要があります。

月々同額の給与を支払うのであれば、定期同額給与に当たりますから、事前届出の必要はありません。しかし、半期ごとの支給、あるいは四半期ごとの支給といったケースは、たとえ各支給時期ごとの支給金額が同額であっても定期同額給与に該当しませんので、事前届出をしなければ損金算入が認められないことになります。

(損金算入が認められる「利益連動給与」とは)

Q 8 業績連動報酬が損金として認められるようになったと聞きましたが、それについて教えてください。

A 8 平成18年4月1日以後開始する事業年度から、同族会社に該当しない内国法人は、下表に掲げるすべての要件を満たす「利益連動給与」を原則として損金算入できます。

▶「利益連動給与」の損金算入要件

① 同族会社に該当しない内国法人であること。
② 業務執行役員（取締役会設置会社の業務執行取締役、委員会設置会社の執行役等）のすべてに支給するものであること。
③ 給与の算定方法が、有価証券報告書に記載されるその事業年度の利益に関する指標を基礎とした客観的なものであること。
④ 支給限度額が定められており、かつ、すべての業務執行役員について算定方法が同じであること。
⑤ 算定方法が、事業年度開始の日から3か月を経過する日までに、委員会設置会社においては報酬委員会によって決定されていること。または、それに準ずる以下の手続を経ていること。 イ 監査役会設置会社の場合、取締役会の決議による決定（監査役の過半数が算定方法を適正と認める旨を記載した書面を提出している場合に限る） ロ 株主総会の決議による決定（委員会設置会社を除く） ハ 一定の報酬諮問委員会に対する諮問その他の手続を経た取締役会の決議による決定（委員会設置会社を除く） ニ 上記イ～ハの手続に準ずる手続
⑥ ⑤の決定または手続を経た算定方法の内容が、有価証券報告書等への記載などにより開示されていること。
⑦ ③の利益に関する指標の数値が確定した後1か月以内に支払われる（または支払われる見込みである）こと。
⑧ 損金経理をしていること。



(損金不算入となる過大な役員給与の判定基準は)

Q 9 定期同額給与や事前確定届出給与等に該当する給与であれば、支給した全額が損金となるのですか？（当社は特殊支配同族会社ではありません）

A 9 各事業年度において役員に支給した給与のうち、不相当に高額な部分の金額は損金に算入することができません。

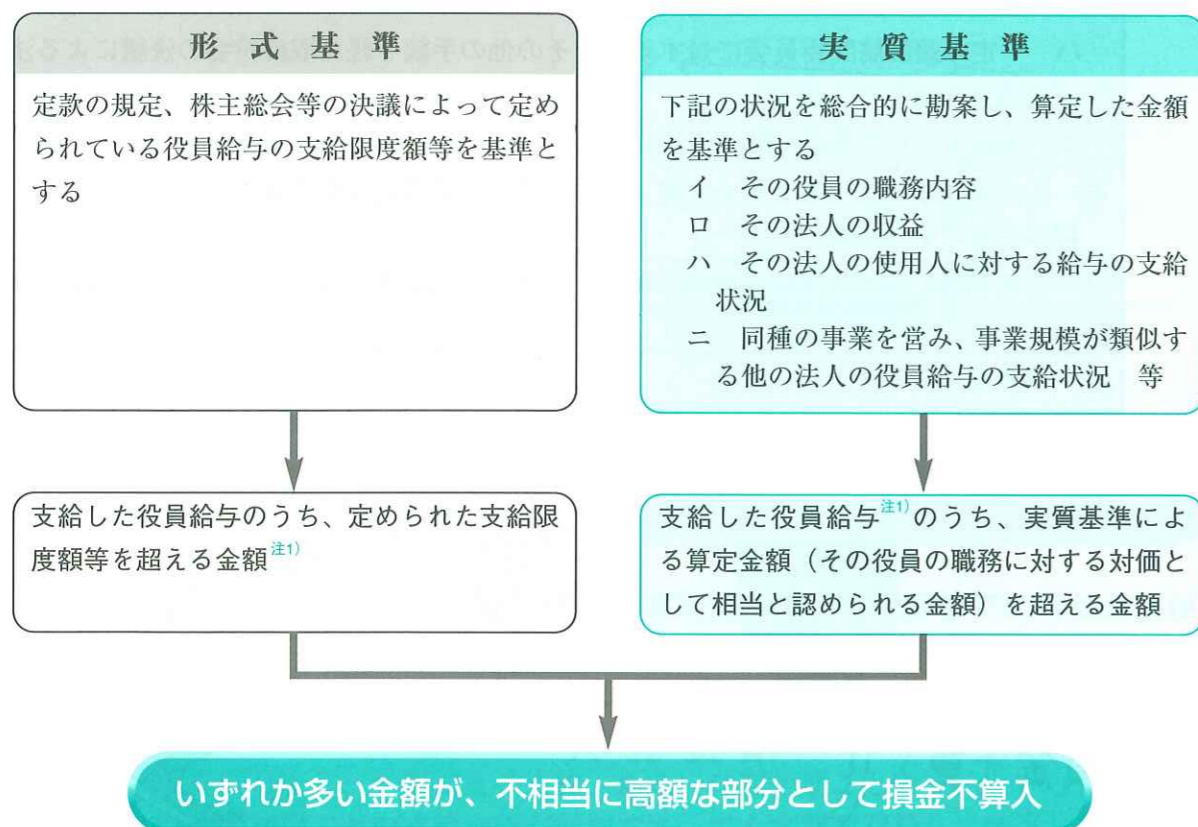
損金算入が認められない「不相当に高額な部分の金額」とは、次の①～③の合計額です（平成18年4月1日以後開始の事業年度から）。

- ① **退職給与以外の役員給与の過大部分**
一定の判定基準に照らして、その役員に対する給与として相当と認められる額を超える金額
- ② **役員退職給与の過大部分**
一定の判定基準に照らして、その役員に対する退職給与として相当と認められる額を超える金額
- ③ **支給時期の異なる使用人兼務役員の使用人分給与**
使用人兼務役員の使用人としての職務に対する賞与で、他の使用人への賞与の支給時期と異なる時期に支給したものの金額



不相当に高額な部分として損金不算入

■退職給与以外の役員給与についての過大判定基準



なお、「実質基準」と「形式基準」の適用上の違いは、次のとおりです。

	形式基準	実質基準
対象法人	支給限度額等の定めのある法人に適用	支給限度額等の定めの有無に関係なく、すべての法人に適用
対象役員	支給限度額等が定められている役員だけが対象	役員全員が対象
判定単位	対象役員の給与の合計額が支給限度額等を超えているかどうかを判定。ただし、支給限度額等が個々の役員ごとに定められている場合は、その役員ごとに判定	個々の役員ごとに給与の適正額を判定
使用人兼務役員について	使用人兼務役員に対する使用人分給与を除いて支給限度額等が定められている場合は、支給した使用人分給与 ^{注1)} から、使用人分給与として相当な金額 ^{注2)} を除いて判定	使用人分給与を含めて判定

【出典：小畑孝雄編『平成17年版図解法人税』大蔵財務協会】

（注1）損金不算入となる「支給時期の異なる使用人兼務役員の使用人分給与」は除外します。
（注2）その法人における他の使用人への給与の支給状況等に照らし、その使用人兼務役員の使用人分給与として相当と認められる金額。



■役員退職給与の過大判定基準

- 【判定基準】
- ・業務に従事した期間
 - ・退職の事情
 - ・同種の事業を営み、事業規模が類似する他の法人の役員退職給与の支給状況 等

支給した退職給与のうち、上記の基準に照らして相当と認められる金額を超える額が不相当に高額な部分として損金不算入

(特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限とは)

Q 10 平成18年度の税制改正で、実質的に個人事業者と変わらないような同族会社のオーナー役員の給与については、損金算入が制限されることになったと聞きましたが、それについて教えてください。

A 10 「特殊支配同族会社」に該当する場合は(次頁参照)、その法人の業務主宰役員(業務を取り仕切っているオーナー役員等)に支給する給与のうち、給与所得控除額に相当する金額は、原則として損金に算入されません。(平成18年4月1日以後開始の事業年度から)。

**特殊支配同族会社が
業務主宰役員に支給する給与**

※法人が役員に与える経済的利益(債務免除、無利息貸付け等)を含む
※退職給与を除く
※定期同額給与等に該当しないことなどにより、損金不算入とされるものを除く



[業務主宰役員給与のうち、下記の金額は原則として損金不算入]



業務主宰役員給与額	損金不算入額
0 ~ 650,000円以下	給与の全額
650,000円超 ~ 1,625,000円以下	650,000円
1,625,000円超 ~ 1,800,000円以下	給与額 × 40%
1,800,000円超 ~ 3,600,000円以下	給与額 × 30% + 180,000円
3,600,000円超 ~ 6,600,000円以下	給与額 × 20% + 540,000円
6,600,000円超 ~ 10,000,000円以下	給与額 × 10% + 1,200,000円
10,000,000円超 ~	給与額 × 5% + 1,700,000円



「特殊支配同族会社」とは？

「特殊支配同族会社」とは、その事業年度終了時点で、次の〈1〉と〈2〉のいずれの要件にも該当する同族会社です。

要件〈1〉

「業務主宰役員」および「業務主宰役員と特殊の関係のある者」^{注1)}が



その同族会社の発行済株式総数等の90%以上を有している場合

【または】

その同族会社の議決権^{注2)}総数の90%以上を有している場合

〔注1〕「業務主宰役員と特殊の関係のある者」

「業務主宰役員と特殊の関係のある者」とは、次のような業務主宰役員の同族関係者をいいます。

- i 業務主宰役員の親族
- ii 業務主宰役員の内縁関係者
- iii 業務主宰役員の使用人
- iv i ~ iii以外の者で、業務主宰役員から受ける金銭等によって生計を維持している者
- v ii ~ ivの親族で、ii ~ ivと生計を一にする者
- vi 業務主宰役員および上記 i ~ vの者が支配している他の同族会社 等

〔注2〕「議決権」

「議決権」とは、次のいずれかをいいます。

- イ 事業の全部または重要な部分の譲渡、解散、合併、分割等についての議決権
- ロ 役員を選任・解任についての議決権
- ハ 役員給与についての議決権
- ニ 配当についての議決権

※合名会社、合資会社、合同会社については、上記のケースのほかに、業務主宰役員とその同族関係者が社員(または業務執行社員)総数の90%以上を占める場合も、特殊支配同族会社に該当します。

要件〈2〉

「業務主宰役員 + 役員として常に職務に従事する業務主宰役員関連者」^{注)}数が



常に職務に従事する役員の総数の半数を超えている場合

(注)「業務主宰役員関連者」とは、業務主宰役員と特殊の関係のある者のうち、その同族会社の役員である者をいいます。

(特殊支配同族会社でも損金算入を制限されない場合とは)

Q 11 特殊支配同族会社であっても、給与所得控除相当額の損金不算入が適用されない場合があると聞いたのですが、どのような場合ですか？

A 11 特殊支配同族会社に該当する場合であっても、基準所得金額（次頁参照）が800万円以下である事業年度等においては、給与所得控除相当額の損金不算入規定は適用されません。

特殊支配同族会社に該当する場合でも、次の(1)～(3)の事業年度については、Q10でご説明した損金不算入規定は適用されません。

(1) 〔基準所得金額が800万円以下〕である事業年度

(2) 以下の①、②のいずれにも該当する事業年度

- ① 基準所得金額が〔800万円超～3,000万円以下〕
- ② 基準期間（その事業年度の開始の日前3年以内に開始した事業年度）における業務主宰役員の平均給与額が、〔基準所得金額 × 50%〕以下

【例】

☆基準所得金額は3,000万円とする

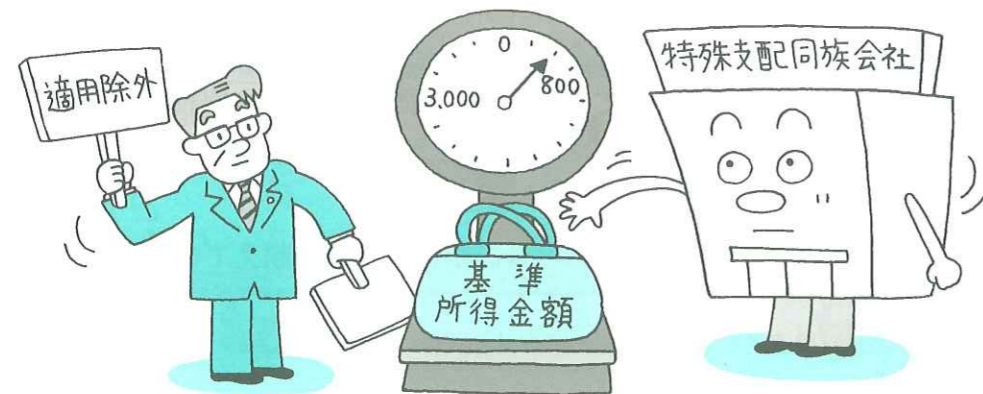
【基準期間】			当期
(前々々期)	(前々期)	(前期)	
給与額 1,300万円	給与額 1,400万円	給与額 1,500万円	

$$\text{基準期間の業務主宰役員給与の平均額} = \frac{1,300 + 1,400 + 1,500}{3} = 1,400\text{万円}$$

[平均給与額1,400万円 < (基準所得金額3,000万円 × 50%)]



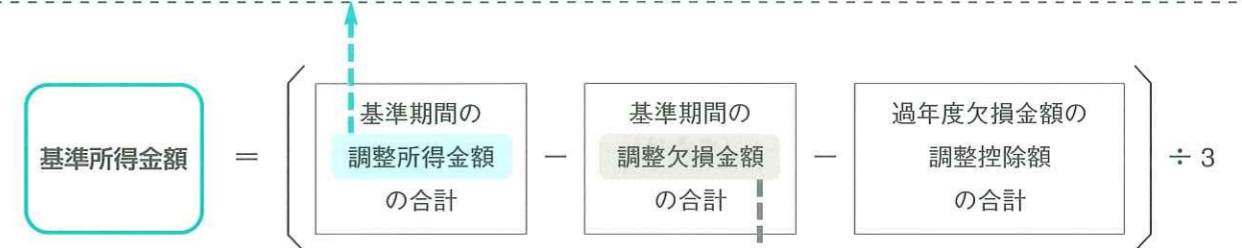
当期においては、業務主宰役員の給与所得控除相当額の損金不算入は適用されない



■「基準所得金額」の計算例

「調整所得金額」とは

- i) 所得金額のある事業年度
→ [調整所得金額 = 所得金額 + 業務主宰役員給与額 + 青色繰越欠損金の控除額]
- ii) 欠損金額が生じた事業年度 ([業務主宰役員給与額 ≥ 欠損金額] の場合)
→ [調整所得金額 = 業務主宰役員給与額 - 欠損金額]



「調整欠損金額」とは

- ※欠損金額が生じた事業年度で、[業務主宰役員給与額 < 欠損金額] の場合
[調整欠損金額 = 欠損金額 - 業務主宰役員給与額]

▶ 計算例 (1)

[過年度欠損金額の調整控除額はないものとする]

	所得金額 (△欠損金額)	青色繰越欠損金 控除額	業務主宰役員 給与額	調整所得金額	調整欠損金額
前々々期	500	—	1,000	1,500	—
前々期	△400	—	1,000	600	—
前期	0	200	1,000	1,200	—
計				① 3,300	② 0



$$\text{基準所得金額} = (\text{①} - \text{②}) \div 3 = 3,300 \div 3 = 1,100$$

▶ 計算例 (2)

[過年度欠損金額の調整控除額はないものとする]

	所得金額 (△欠損金額)	青色繰越欠損金 控除額	業務主宰役員 給与額	調整所得金額	調整欠損金額
前々々期	500	—	1,000	1,500	—
前々期	△1,300	—	1,000	—	300
前期	0	200	1,000	1,200	—
計				① 2,700	② 300



$$\text{基準所得金額} = (\text{①} - \text{②}) \div 3 = (2,700 - 300) \div 3 = 800$$

(3) 基準期間がない場合（設立第1期目など）で、以下の①または②に該当する事業年度

- ① 当年度基準所得金額 ≤ 800万円
- ② [当年度基準所得金額が800万円超3,000万円以下] で、かつ、[業務主宰役員給与額^{注1)} ≤ (当年度基準所得金額 × 50%)]

「当年度基準所得金額」とは

i) 事業年度が1年の場合

$$\text{当年度基準所得金額} = \text{当期の所得金額}^{\text{注2)}} + \text{業務主宰役員給与額} \\ (\text{または})$$

$$\text{当年度基準所得金額} = \text{業務主宰役員給与額} - \text{当期の欠損金額}^{\text{注2)}}$$

ii) 事業年度が1年未満の場合

$$\text{当年度基準所得金額} = \frac{\text{i) の金額}}{\text{当期の月数}^{\ast}} \times 12$$

※ 1か月に満たない月は1か月とする

(注1) 事業年度が1年に満たない場合は――、

$$\frac{\text{業務主宰役員給与額}}{\text{当期の月数}^{\ast}} \times 12$$

※ 1か月に満たない月は1か月とする

(注2) 「寄附金の損金不算入」、「法人税額から控除する所得税額の損金不算入」等の規定を適用しないものとして計算した所得金額または欠損金額。



役員給与などの税務についての
疑問やご相談は
TKC会計事務所にお問い合わせ下さい